

平成 29 年松阪市告示第 168 号

(改正 令和 3 年松阪市告示第 128 号)

(改正 令和 4 年松阪市告示第 295-2 号)

(改正 令和 5 年松阪市告示第 96 号)

(改正 令和 6 年松阪市告示第 81 号)

松阪市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 29 年松阪市規則第 168 号）第 3 条及び第 13 条に規定する市長が別に定める機関を第 1 に、松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）別表第 6 その 5 及びその 6 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 6 その 7 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 6 その 5 及びその 6 に規定する法第 35 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 6 その 7 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 5 に定める。

令和 6 年 3 月 22 日

松阪市長 竹上 真人

第1 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能評価制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合においては、次のいずれかに該当する書面とする。
  - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
  - (3) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）
- 2 1以外の場合においては、次のいずれかに該当する書面とする。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)及び(4)とする。
  - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合においては、次のいずれかに該当する書面とする。
  - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）
  - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び検査済証
  - (4) 登録住宅性能評価機関が、交付する住宅品質確保法第6条第3項に規

定する建設住宅性能評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(5) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合においては、次のいずれかに該当する書面とする。ただし、複合建築物の場合については(1)を除く。

(1) 登録住宅性能評価機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 1(2)、(3)又は(5)に掲げる書面

第4 法第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分の評価しない場合に限る。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1項1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

第5 法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分においては、基準省令第1条第1項第2号イ(2)、イ(3)、ロ(2)及びロ(3)の規定に基づく評価方法

2 1以外の建築物又は建築物の部分においては、基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

附 則（令和2年松阪市告示第61-3号）

（施行期日）

1 この告示は、松阪市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年条例第9号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前に、この告示による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同

基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定第1の2(2)の期間が発行した適合証は、令和2年9月30日までの間は、なお効力を有する。

附 則（令和3年松阪市告示第128号）  
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年松阪市告示第295-2号）  
この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年松阪市告示第96号）  
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6松阪市告示第81号）  
この告示は、令和6年4月1日から施行する。